

障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議

障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議設置要項

平成 26 年5月 12 日

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構が「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(以下「実態調査」という。)の結果を実際の修学支援の充実に資するために分析・検討を行なう外部有識者からなる協力者会議(以下「会議」という。)の設置に関して、必要な事項を定める。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 実態調査の結果を基にした障害学生の現状把握及び推移、支援状況等の分析について
- (2) 実態調査の調査方法・調査項目等の改善について
- (3) その他必要な事項

(会議の組織及び協力者の委嘱)

第3条 会議は、5名程度の協力者をもって組織する。

- 2 協力者は、理事長が委嘱する。
- 3 協力者の任期は、委嘱を受けた日から同年度の3月 31 日までとし、再任を妨げない。
- 4 会議は、必要に応じて、協力者以外の者の協力を得ることができる。

(会議の運営)

第4条 会議に必要な応じ議長を置き、協力者の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協力者がその職務を代行する。
- 4 議長の任期は、選任された日から同年度の3月 31 日までとし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、学生生活部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成 26 年5月 12 日から施行し、平成 26 年4月 1 日から適用する。

平成28・29年度 協力者及び執筆者一覧

序章 本分析について

独立行政法人日本学生支援機構客員研究員 筑波大学講師 名川 勝

第1章 障害学生支援の現状と推移

独立行政法人日本学生支援機構コーディネーター 筑波大学研究員 周 英實

第2章 障害学生支援に関する体制の整備について

日本福祉大学社会福祉学部教授 学生支援センター長 柏倉 秀克

第3章 障害のある学生の実習支援

京都大学学生総合支援センター准教授 障害学生支援ルームチーフコーディネーター 村田 淳

第4章 発達障害・精神障害学生支援の課題

発達障害

信州大学学術研究院教育学系教授 高橋 知音

精神障害

一橋大学保健センター教授 丸田 伯子

第5章 自由記述回答から見る障害学生支援の現状と課題

独立行政法人日本学生支援機構コーディネーター 筑波大学大学院 湯浅 哲也・須藤 史絵

第6章 障害学生支援の地域ネットワークについて

独立行政法人日本学生支援機構客員研究員 筑波大学講師 名川 勝